

## 参考資料 建築基準法第86条認定申請図書一覧（正副各1部）

### 【法第86条第2項による認定申請】

- 1 認定申請書（建築基準法施行規則第10条の16に規定する第六十一号様式）
- 2 認定計画書（建築基準法施行規則第10条の18に規定する第六十四号様式）
- 3 認定基準チェックリスト
- 4 委任状
- 5 付近見取図
- 6 配置図
- 7 各階平面図
- 8 立面図
- 9 隣接する2以上の建築物を含む断面図
- 10 道路の配置図（建築基準法第52条第9項の規定により容積率の緩和を受ける建築物）
- 11 日影図（建築基準法第56条の2第1項の規定により日影の高さの制限を受ける建築物）
- 12 求積図・求積表
- 13 対象区域内の土地の公図の写し及び地籍図
- 14 対象区域内の土地の所有権及び借地権を確認できる登記事項証明書等の書類
- 15 土地の所有者等の印鑑登録に関する証明書
- 16 設置標示板詳細図（認定基準第2号様式）
- 17 認定区域の管理者の届（認定基準第3号様式）
- 18 同意書（千葉県建築基準法施行細則様式第19号）
- 19 認定申請に係る同意報告書（認定基準第4号様式）（添付書類：維持管理規約等）

### 【法第86条の2第1項による認定申請】

- 1 認定申請書（建築基準法施行規則第10条の16に規定する第六十一号様式）
- 2 認定計画書（建築基準法施行規則第10条の18に規定する第六十四号様式）
- 3 認定基準チェックリスト
- 4 委任状
- 5 付近見取図
- 6 配置図
- 7 各階平面図
- 8 立面図
- 9 隣接する2以上の建築物を含む断面図
- 10 道路の配置図（建築基準法第52条第9項の規定により容積率の緩和を受ける建築物）
- 11 日影図（建築基準法第56条の2第1項の規定により日影の高さの制限を受ける建築物）
- 12 求積図・求積表
- 13 対象区域内の土地の公図の写し及び地籍図
- 14 対象区域内の土地の所有権及び借地権を確認できる登記事項証明書等の書類
- 15 建築計画を周知するための標識（認定基準第1号様式）
- 16 設置標示板詳細図（認定基準第2号様式）
- 17 認定申請に係る説明等報告書（認定基準参考様式）

図書の種類	明 示 す べ き 事 項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物並びに法第86条第2項又は法第86条の2第1項の規定による認定の申請に係る土地の区域（以下「申請区域」という。）
配置図	縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域内の各建築物の設定敷地境界線、用途、延べ面積、位置及び構造、申請に係る建築物と申請区域内の他の建築物との別、申請区域内の各建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び位置、土地の高低、申請区域内の各建築物の各部分の高さ、申請区域の接する道路の位置及び幅員並びに申請区域内に設ける通路の位置、延長及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、外壁の開口部の位置及び構造並びに申請区域内の各建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合における延焼のおそれのある部分の外壁の構造
二面以上の 立面図	縮尺、開口部の位置及び構造並びに申請区域内の各建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合における延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造、一般規制による斜線制限及び設定敷地境界線における斜線制限
隣接する二以上の建築物を含む 断面図	隣接する建築物の高さと空地の関係が分かるよう二以上の建築物について同一の図面に記載した断面図 縮尺、開口部の位置、軒の高さ、建築物の高さ及び各建築物間の距離
道路の配置図	縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域の接する前面道路及び前面道路が接続する法第52条第9項の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路から申請区域が接する前面道路の部分の直近の端までの延長
二種類の日影図 ・申請区域外に生じさせる複合日影図 ・申請区域内に建築される中高層建築物が当該区域内の他の建築物の居住の用に供する部分に生じさせる日影図	縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域内における各建築物の位置、申請区域内の各建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合における当該各建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、申請区域内の各建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合における法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の申請区域の境界線からの水平距離5m及び10mの線（以下この表において「測定線」という。）、申請区域内の各建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合における当該各建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状、申請区域内の各建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合における当該各建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線並びに申請区域内に建築する建築物で同項の規定による対象区域内にあるものが、当該申請区域内の他の建築物であつて同項の規定による対象区域内にあるものの居住の用に供する部分の主たる開口部（その部分が、当該建築する建築物に係る法別表第四（イ）欄の各項に掲げる地域又は区域に対応する同表（ハ）欄の各項に掲げる平均地盤面からの高さより低い場合においては、同項に掲げる平均地盤面からの高さの部分）に生じさせる日影の形状及び等時間日影線
求積図 求積表	申請区域面積、各設定敷地面積、敷地内の共用通路面積、建築面積、延べ面積、申請区域内の道路面積（複数の街区にわたる場合）

【法第86条の5第1項の規定による認定の取消の申請】

- 1 認定取消申請書（建築基準法施行規則第10条の21に規定する第六十五号様式）
- 2 委任状
- 3 付近見取図
- 4 配置図
- 5 各階平面図
- 6 立面図
- 7 断面図
- 8 日影図（法第56条の2第1項の規定二より日影の高さの制限を受ける建築物）
- 9 対象区域内の土地の公図の写し及び地籍図
- 10 対象区域内の土地の所有権及び借地権を確認できる登記事項証明書等の書類
- 11 合意書（千葉市建築基準法施行細則様式第20号）

図書の種類	明 示 す べ き 事 項
付近見取図	方位，道路及び目標となる地物並びに法第86条の5第1項の規定による認定の取消の申請に係る土地の区域（以下「取消対象区域」という。）
配置図	縮尺，方位，取消対象区域の境界線，取消対象区域内の各建築物の敷地境界線及び位置，取消対象区域内の各建築物に附属する自動車庫の用途に供する工作物の築造面積及び位置，土地の高低，取消対象区域内の各建築物の各部分の高さ並びに取消対象区域内の各建築物の敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺，方位，外壁の開口部の位置及び構造並びに法第86条の5第2項の規定により法第86条第2項又は法第86条の2第1項の規定による認定が取り消された場合における延焼のおそれのある部分の外壁の構造
立面図	縮尺及び開口部の位置並びに法第86条の5第2項の規定により法第86条第2項又は法第86条の2第1項の規定による認定が取り消された場合における延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造，取消対象区域内の各建築物の敷地境界線における斜線制限
断面図	縮尺，軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ
日影図	縮尺，方位，敷地境界線，敷地内における建築物の位置，建築物の各部分の平均地盤面からの高さ，法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5m及び10mの線（以下この表において「測定線」という。），建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線
求積図 求積表	申請区域面積，各設定敷地面積，敷地内の共用通路面積，建築面積，延べ面積，申請区域内の道路面積（複数の街区にわたる場合）